

写

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 27 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第2号

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第2条の2 管理者は、前条第1項、第2項又は第5項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他管理者が別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に
関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第3条第2項中「前条第1項、第2項又は第5項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

附录

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(正規の勤務時間以外の時間における勤務)	(新設)
<u>第2条の2 管理者は、前条第1項、第2項又は第5項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他管理者が別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u>	
<u>2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u>	
<u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</u>	
(休日等)	(休日等)
第3条 (略)	第3条 (略)
<u>2 職員は、前項に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u>	<u>2 職員は、前項に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、前条第1項、第2項又は第5項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。</u>
3・4 (略)	3・4 (略)